

仕様書（結核定期健康診断 1ブロック）

1 業務名

令和8年度結核定期健康診断業務（1ブロック）（単価契約）

2 業務内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく、広島市立の小学校、中学校、高等学校、広島特別支援学校において行う結核定期健康診断に係る胸部臨床医学的検査（胸部エックス線デジタル撮影検査の撮影・判読・判定）及び結果通知業務

3 検査対象者

下表に掲げる児童生徒

校種 検査種別	校種			特別支援学校	
	小学校	中学校	高等学校	小学部・中学部	高等部
問診票※	あり	あり	なし	あり	なし
胸部エックス線 デジタル撮影	学校における問診等により検査が必要と認められる者		1年生全員	学校における問診等により検査が必要と認められる者	1年生全員

※ 学校において実施される。

4 実施予定者数

単位：人

校種別 検査種別	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
胸部エックス線デジタル撮影	34	23	1,260	90	1,407

デジタルデータ作成予定人数…62人 似島乗船数…1回

5 実施期間

検査は、契約締結の日から同年6月30日までの間に実施すること。ただし、この期間内に検査を受けることができなかつた者等がいる場合には、同年7月1日以降においても臨時に検査を実施することがある。

6 実施日程の決定

- (1) 学校の検査の実施日程は、受注者が学校と調整の上、決定すること。なお、実施日程の決定にあたっては、なるべく学校の希望を踏まえること。
- (2) 学校の検査の実施日程が決定したときは、速やかに発注者へ実施日程の一覧表を提出すること。

7 実施方法等（別紙「結核定期健康診断の実施フロー」参照）

(1) 実施にあたって

業務の実施にあたっては、結核定期健康診断が学校教育活動の一環であり、本件業務が児童生徒の健康に資する業務であることを十分認識し、適正に履行すること。

(2) 胸部エックス線デジタル撮影

ア 実施方法

(ア) 胸部エックス線デジタル撮影は、十分な経験を有する診療放射線技師が行うこと。なお、撮影部位は胸部の疾病を発見するのに必要な最小範囲とし、腹部から骨盤部への不要な被ばくは避けること。

(イ) 受注者の責任において、胸部エックス線デジタル撮影受検者のうち、医療機関への受診が必要であると判定された者については、個別の再生ソフトの入ったデジタルデータを作成すること。その際、学校名、学年、男女の別、個人名及び撮影年月日が分かるようにデジタルデータに明記すること。

イ 読影及び判定

(ア) 胸部エックス線デジタル撮影を受けた全ての児童生徒を対象に行うこと。また、小・中学校、特別支援学校小・中学部（以下、「小・中学校等」という。）においては、学校から送付される胸部エックス線デジタル撮影受検者の問診票（写し）の内容を参考に行うこと。

(イ) 読影及び判定は、十分な経験を有する複数名の医師により行い、読影は胸部及び心臓について行うこと。

(ウ) 判定は、小・中学校等においては、医療機関における精密検査及び事後措置の必要性について、高等学校、特別支援学校高等部（以下、「高等学校等」という。）においては、医療機関における精密検査の必要性について行うこと。なお、事後措置の必要性については、日本結核・非結核性抗酸菌症学会の病型分類、活動性分類及び指導区分を付すこと。

ウ 胸部エックス線デジタル撮影受検者のデジタルデータの取扱い

胸部エックス線デジタル撮影検査の判定終了後、医療機関への受診が必要であると判定された者がいた場合には、速やかに当該児童生徒の保護者又児童生徒本人あてに作成した封筒（封はしない。）に、必要事項を記入した様式1（8(1)を参照）とともに封入し、関係校長あてに送付すること。

エ 発注者へのデジタルデータの送付

受注者は、6月30日以降、発注者が示した期限までに、撮影した胸部レントゲンの再生ソフトが入ったデジタルデータを作成し、発注者へ送付すること。また、発注者において児童生徒の個別のデジタルデータが必要な場合も、受注者は、速やかに再生ソフトの入ったデジタルデータを作成し、発注者へ送付すること。

(3) 検査場所

- ア 胸部エックス線デジタル撮影は、学校を受注者の検診車で巡回して実施すること。ただし、緊急の検査を要する場合や、同年7月1日以降に臨時に検査を実施する場合等、検診車の巡回によって実施することが困難と発注者が認めた場合は、受注者の施設において実施すること。
- イ 検査日に検査を受けることができなかった者がいる場合には、学校と調整の上、近隣学校等において実施等の方法により検査を実施すること。

(4) 緊急報告

検査の結果、結核の感染が疑われる場合は、直ちに発注者へ電話等で報告しなければならない。

(5) 学校との連携等

- ア 検査の実施にあたっては、検査日時、検査対象人数、検査の準備事項等について学校と十分連携を図り、円滑な結核定期健康診断の実施に努めるとともに、検査及び結果に関する問い合わせ等については、受注者が責任を持って対応すること。
- イ 障害がある検査対象者がいる場合は、円滑な検査が実施できるよう、特に配慮すること。

8 結果通知等

以下の結果通知等をそれぞれの検査終了後10日以内（土日祝日を除く。）に学校に送付すること。

(1) 個別結果通知

ア 小・中学校等の場合

- (ア) 検査を実施した者のうち、医療機関への受診が必要であると判定された者がいた場合には、当該児童生徒の保護者あての封筒を作成し、様式1（医師の所見と指導区分（日本結核・非結核性抗酸菌症学会の病型分類、活動性分類及び指導区分）を記載すること。）と個別のデジタルデータ（7(2)ウ参照）を封入し、封はせずに該当の学校長へ送付すること。
- (イ) 検査を実施した者のうち、医療機関への受診は必要ないと判定された有所見者がいた場合には、当該児童生徒の保護者あてに封筒を作成し、様式2を封入し、封はせずに該当の学校長へ送付すること。

イ 高等学校等の場合

- (ア) 検査を実施した者のうち、医療機関への受診が必要であると判定された者がいた場合には、当該生徒の保護者あてに封筒を作成し、様式1（医師の所見を記載すること。）と個別

のデジタルデータ（7(2)ウ参照）を封入し、封はせずに該当の学校長へ送付すること。

(イ) 検査を実施した者のうち、医療機関への受診は必要ないと判定された有所見者がいた場合には、当該生徒の保護者あてに封筒を作成し、様式2を封入し、封はせずに該当の学校長へ送付すること。

(2) 各学校長あて書類

ア 検査を実施した者全員の検査結果の一覧（小・中学校等においては、日本結核・非結核性抗酸菌症学会の病型分類、活動性分類及び指導区分を記載すること。）

イ 検査を実施した者のうち、医療機関への受診が必要であると判定された者がいた場合は、様式3（学校名、学年組、名前、判定結果を記載すること。作成は、該当者が在籍する学校のみ。）

ウ 医療機関への受診が必要と判定した者の病変の位置を示すものを記載した一覧

9 精度管理

受注者は、正確な検査を行うため、検査施設及び検査機器の点検整備を定期的に行うこと。また、研修等の実施により、検査技術の向上に努めること。

10 実施報告書等

(1) 実施報告書

ア 受注者は、それぞれの検査終了後、すみやかに発注者の定める実施報告書又はこれと同内容の実施報告書を2部作成し、学校長あてに送付すること。

イ 実施報告書については、実施報告書を学校長へ送付した日を検査終了年月日とすること。

(2) 実施人数等一覧表

受注者は、学校ごとの検査項目及び実施人数等を記載した「実施人数等一覧表」を、同年4月から8月までの実施分を9月に、9月から11月までの実施分を12月に、12月から翌年2月までの実施分を翌年3月に発注者に提出すること。

(3) 胸部エックス線デジタル撮影の判読結果における有所見者一覧表

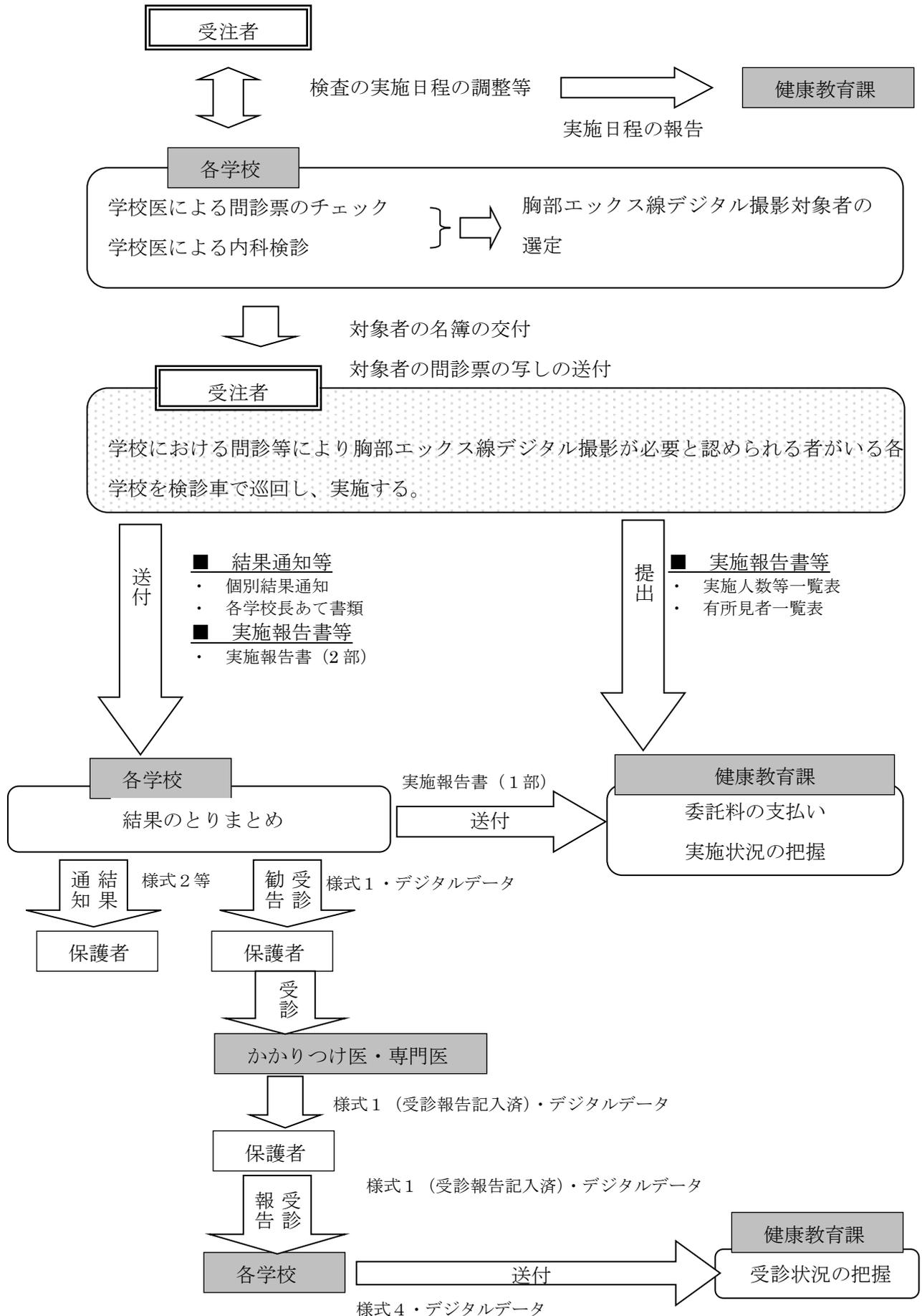
胸部エックス線デジタル撮影の判読の結果、有所見者（医療機関への受診は必要ないと判定された者も含む）がいた場合には、発注者が定める様式4により、一覧表を作成し、電子媒体にて実施後速やかに発注者に提出すること。

11 その他

(1) 個人情報の取扱いも含め、書類上の間違い・取り違い、送付物の取り違い等に十分注意すること。

(2) 上記に記載のない事項については、発注者・受注者の協議により決定する。

結核定期健康診断の実施フロー（小学校、中学校及び広島特別支援学校小・中学部の児童生徒）



結核定健康診断の実施フロー（高等学校及び広島特別支援学校高等部の生徒）

